

Weekly Report

第452号
平成30年4月9日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

4月から改正案される「小規模宅地の特例」

30年度税制改正において、被相続人等の居住または事業用に使われていた宅地等を相続により取得した場合に一定要件を満たせば相続税評価額が大幅に減額される「小規模宅地等の特例」の適用要件が厳格化されました。

◆「家なき子」に係る特例の対象範囲の見直し

居住用宅地等は、330㎡まで評価額を80%減額できますが、この特例を適用できるのは、①配偶者、②同居親族、③配偶者又は同居親族がいない場合に、相続開始前3年以内に国内にある自己又は自己の配偶者が所有する家屋に居住したとがない別居親族（いわゆる「家なき子」）、です。

改正では③の対象者の範囲について、*相続開始前3年以内に、3親等内の親族又は特別関係のある法人が所有する国内の家屋に居住したことがある方、*相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していることがある方、が除外されます。

30年4月以後に相続等で取得する財産について適用されますが、改正前の要件を満たして

いる場合、経過措置が設けられています。

◆貸付事業用宅地等の対象範囲の見直し

また、貸付事業用宅地等については200㎡まで評価額を50%減額できますが、改正により特例を適用できる貸付事業用宅地等の範囲から、「相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等（相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている場合は除く）」が除外されます。

この改正も30年4月以後の相続等に適用されますが、改正前から貸付事業の用に供されている宅地等には適用されません。

相続登記に対する登録免許税の免税措置

不動産の登記名義人（所有者）が死亡した場合、所有権の移転の登記が必要ですが、相続登記が未了のまま放置されるケースが多くなっていることから、30年度税制改正において、相続により土地を取得した方が相続登記をしないで亡くなった場合の登録免許税の免税措置が創設されました。

例えば、登記名義人となっている被相続人Aから相続人Bが相続により土地を取得し、相続登記をしないままBが亡くなった場合に、Bをその土地の登記名義人とする相続登記の登録免許税が免税となります。

30年4月から33年（2021年）3月までの間に適用されます。

雇用保険の届出に係るマイナンバーの記載

雇用保険手続の際、資格取得届などの届出等にはマイナンバーを記載し、ハローワークへ提出する必要があります。

これまではマイナンバーの記載がない場合でも受理されていましたが、5月以降は運用が強化され、マイナンバーの記載がない届出等については、返戻されることとなりますので注意しましょう。

なお、既にマイナンバーを届け出ている従業員に係る届出等については、「マイナンバー届出済」と記載することで、省略できます。